

令和 6 年 6 月 会 議
第 12 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

閲覧用

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和 6 年 6 月 28 日(金)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番	森 山 謙 治	議席番号 8 番	木 村 寛
議席番号 2 番	比留川 賢 次	議席番号 10 番	橋 本 久 男
議席番号 3 番	笠 間 保 一	議席番号 11 番	大 塚 秀 一
議席番号 4 番	比留川 義 昭	議席番号 12 番	宇 野 政 信
議席番号 6 番	内 田 直 彌	議席番号 13 番	早 川 新 市
議席番号 7 番	早 川 晴 子	議席番号 14 番	古 塩 貞 夫

欠 席 委 員

議席番号 9 番 金 子 美登里

出 席 推 進 委 員

第 1 地区担当	山 田 英 毅	第 3 地区担当	志 澤 輝 彦
----------	---------	----------	---------

欠 席 推 進 委 員

第 2 地区担当 峯 山 健 吾

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第 9 号	農地法 3 条の規定による許可申請について
議案第 10 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 11 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
議案第 12 号	担当地域の決定について
報告第 3 号	専決処分について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	峯 山 哲 夫
次 長	三 枝 利 行
主 幹	古 賀 治 美
主 査	小 室 洋 史
主 事	鈴 木 美 咲

9 時 30 分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）挨拶

ただ今より令和 6 年 6 月第 12 回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、委員 9 番金子委員、第 2 地区峯山推進委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがいまして、現在の委員数は 12 名、推進委員は 2 名でございます。定足数であります。在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に 3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、10 番橋本委員、11 番大塚委員のご両名をお願い申し上げます。

次に 4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますと思います。事前に配布させていただきました総会議案書、協議会資料のほか、本日皆様の机の上に諸般の報告、神奈川県農業会議から配布されました「農政時報」をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。7 月 23 日、審議案件現地調査、市内一円において、第 4 班の委員が出席される予定でございます。同日、令和 6 年 7 月（第 13 回）農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。30 日、令和 6 年 7 月（第 13 回）農業委員会総会、議会棟全員協議会室において、委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の 5 ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。法第 3 条許可申請 1 件 1,487.00 平方メートル、農用地利用集積計画決定 6 件 12,178.00 平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明 1 件 3,261.15 平方メートル、法第 4 条届出 1 件 395.75 平方メートル、法第 5 条届出 4 件 3,860.00 平方メートル、以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より 5 の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第 1 号、議案第 9 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理

番号1番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番でございます。申請地は綾瀬市■■■■■外1筆、地目畑、地積合計1,487平方メートルでございます。申請理由は、農業経営の拡大を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転、都市計画区域等につきましても、市街化調整区域・農用地外でございます。場所につきましても、7ページの案内図をご参照願います。

譲受人は、自作の畑200平方メートルを耕作するとともに、妹である譲渡人の申請地の耕作を長年にわたり手伝っていたなど、適切に農業経営を行っていられることを事務局にて確認しております。

農業従事状況につきましては、耕運機を保有しており、農業従事者は、本人1名、従事日数は200日で、農業従事状況及び農機具の保有状況は問題ないものと思われまゝ。以上のことから、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告願います。8番 木村委員

○8番（木村 寛君）6月20日に、第3班と現地確認をしましてまいりました。現地は、耕うんされておまして、問題がないと判断いたしました。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員の発言を求めます。12番 宇野委員

○12番（宇野 政信君）私も、6月7日金曜日、■■■■■さんにお会いして、いろいろお話をしました。親の相続の関係で、■■■■■さんのほうも家から離れておりますし、なかなか耕作できず、■■■■■さんの家の隣なので草を生やすわけにいきませんので、やっていきたいということで、トラクターを借りて整地した状態でした。一部まだ木の根があつたりしていますが、一応伐採はしているんですが木の根が残っているので、それを処理しながら、畑としてきちんと使えるようにしていきたいということです。3条申請については特に問題ないと思いましたので、よろしくお願いします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。6番 内田委員

○6番（内田 直彌君）年齢は何歳ですか。

○12番（宇野 政信君）■■■■■歳くらいです。

○6 番（内田 直彌君）譲受人の自宅はどちらですか。

○12 番（宇野 政信君）[REDACTED]の所です。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

それでは、日程第 2 号、議案第 10 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。整理番号 17 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について、整理番号 17 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 43,930.35 平方メートル、申出地は[REDACTED]番 1 はか 1 筆、地目畑、地積合計 3,705 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 24 年、5 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、9 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、150 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、自作の田、4,114 平方メートル、畑 8,880.72 平方メートル、樹園 6,229 平方メートル、利用集積による畑 24,706.63 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、母、弟の 3 名で、従事日数は 300 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告願います。8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君）現地はしっかり耕うん済みで、きれいに管理されております。農用地利用集積計画の決定については、問題ないと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 1 地区 山田推進委員

○第 1 地区（山田 英毅君）農用地利用集積計画決定事案について、6 月 20 日、第 3 班に同行させていただき、調査を行ったことをご報告させていただきます。現地の状況は先ほど第 3 班の代表委員が述べられたとおり、整理番号 17 は、耕うん状態にあります。

借人は園芸協会に加入しており、トウモロコシ、キャベツ等を熱心に栽培しております。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画の決定について、整理番号 17 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 18 番を審議いたします。

事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定について、整理番号 18 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積は 9,004 平方メートル、申出地は XXXXXXXXXX、地目畑、地積合計 1,437 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日までの 3 年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は平成 27 年、4 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11 ペ

ージの案内図をご参照願います。

賃貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

賃借人の状況でございますが、自作の畑、3,270 平方メートル、利用集積による畑、5,734 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人 1 名で、従事日数は 360 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告願います。8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君）現地は、短めの下草が生えておりましたが、後日耕うんをすることを確認しておりますので、利用集積計画の決定については問題ないと思っております。以上です。皆さんのご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 1 地区 山田推進委員

○第 1 地区（山田 英毅君）現地の状況は代表委員が述べられたとおりです。整理番号 18 は、耕うんされているものの、時間経過により雑草が生えている状態です。現在梅雨入り等でなかなか機械耕うんが難しい状況ですが、天候の回復後速やかに実施するということです。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 18 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 19 番を審議いたします。

事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について、整理番号 19 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 23,821.46 平方メートル、申出地は[REDACTED]ほか 2 筆、地目畑、地積合計 2,081 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 27 年、4 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

賃借人の状況でございますが、自作の田、607 平方メートル、畑 10,232.46 平方メートル、利用集積による畑、12,982 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、子の 3 名で、従事日数は 300 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告願います。8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君）現地は、耕うん状態で行いました。しっかり管理をされているというところでございますので、利用集積計画の決定については問題ないと思っています。

皆さんのご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 1 地区 山田推進委員

○第 1 地区（山田 英毅君）現地の状況は代表委員が述べられたとおりです。

整理番号 19 は耕うん状態です。借人は綾瀬市園芸協会に加入していて、ブロッコリー、ナスなどを栽培しています。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 19 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 20 番を審議いたします。

事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 20 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 17,370 平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■、地積 991 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 27 年、4 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の畑、12,719 平方メートル、利用集積による畑、4,651 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人 1 名で、従事日数は 350 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告願います。8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君）現地はですね、耕うん状態で行いました。しっかり管理された土地で行いました。農用地利用集積計画の決定は問題ないと判断しております。

皆さんのご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 1 地区 山田推進委員

○第1地区（山田 英毅君）現地の状況は代表委員が述べられたとおりです。

整理番号20は、耕うん状態です。借人は綾瀬市園芸協会に加入していて、長年にわたりキュウリ、トマトなど、主に施設野菜を栽培している農業者です。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号20番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号21番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号21番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は11,939平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■、地積991平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和6年8月1日から令和9年7月31日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成27年、4回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、17ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、200日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

賃借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の田、746平方メートル、畑9,211平方メートル、利用集積による畑、1,982平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻の2名で、従事日数は340日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告願います。8番 木村委員

○8 番（木村 寛君）現地は、ネギが栽培されておりました。しっかり管理されていると思います。農用地利用集積計画の決定については問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第1地区 山田推進委員

○第1地区（山田 英毅君）現地の状況は代表委員が述べられたとおりです。整理番号21には、ネギが栽培されています。

借人は直売販売を主に手広く多種多品目の野菜を栽培している農業者です。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号21番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号22番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書18ページ、19ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号22番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は1,946平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■ほか2筆、地積合計2,973平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間でございます。

利用目的は果樹、設定初年は令和6年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、19ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、60日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

賃借人の状況でございますが、年齢は■歳、利用集積による畑、1,946 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、母の 2 名で、従事日数は 250 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告願います。8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君）現地は、梨が植えられておりまして、梨は幸水、豊水、新高の三種類が植えておりました。また一部に、キウイも植えられていまして、しっかり管理もされており、利用集積計画の決定については、問題ありません。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 1 地区 山田推進委員

○第 1 地区（山田 英毅君）現地の状況は代表委員が述べられたとおりです。借人は、かながわ農業アカデミーで農業を学ばれた卒業生と聞いており、多種多品目の野菜を熱心に栽培されています。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 22 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、日程第 3 号、議案第 11 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。整理番号 6 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 20 ページから 22 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 6 番でございます。申請人は記載のとおり

りでございます。申請地は[REDACTED]ほか3筆、地目畑、地積合計3,261.15平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年7月27日から令和6年6月28日まで、相続開始年月日は、平成29年9月22日で、今回が2回目の証明願でございます。

場所につきましては、21ページ、22ページの案内図をご参照願います。

申請人は53歳、耕運機、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、母の2名で、従事日数は200日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表並びに地域の担当委員の発言を求めます。8番 木村委員

○8番（木村 寛君）現地は、山の中にある畑という感じです。陽が当たらないような感じのところでした。そこにクリスマスローズという花が植えてあり、切り花で出荷するというお話を聞きました。引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行については、問題はないと思います。当日、[REDACTED]さんに現地に来ていただきましたので、帰り際にお伺いしました。これからも、農業を一生懸命行うというお話をされておりましたので、証明の発行については、問題ないと判断しました。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号6番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出の通り証明することに決定されました。

次に、日程第4号、議案第12号、担当地域の決定についてを議題といたします。事務局より説明願います

○事務局（古賀主幹）総会議案書24ページ、25ページをご覧ください。担当地域の決定についてでございます。上落合・下落合地域の担当委員の欠員に伴い、新たな担当委員について提案するものでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。山田委員の代わりに、担当を決めて

おかないといけないということです。議題としてあります比留川 賢次委員に、担当地域を受け持ってもらおうということで、提案しておるんですけども、よろしいでしょうか。皆さんの意見を伺いたいと思います。比留川委員には内諾を得ております。

皆さんが、異議なければ、それで決定したいと思うんですけども、よろしいでしょうか。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。議案第 12 号、担当地域の決定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は、提案のとおり決定されました。

次に、日程第 5 号、報告第 3 号、専決処分についてを、議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長（峯山事務局長）それでは、議案書の 26、27 ページをご覧ください。

日程第 5 号報告第 3 号専決処分についてでございます。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 1 件、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 4 件ございましたので、綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第 8 条第 1 項第 1 号の規定により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりご報告いたします。始めに、議案書の 26 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出、整理番号 8 番でございます。転用の内容は、住宅敷地で地積 395.75 平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に、議案書の 27 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 4 件ございました。転用の内容は、全て住宅敷地で地積合計 3,860 平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。以上、専決処分の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 3 号専決処分についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

10 時 12 分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第 19 条第 1 項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

綾瀬市農業委員会委員

綾瀬市農業委員会委員